総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第65回)議事要旨

日時:令和4年5月25日(水)9時40分~12時40分

場所:オンライン会議

出席者

く委員>

大橋座長、秋元委員、安藤委員、河辺委員、小宮山委員、曽我委員、武田 委員、辻委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバ**ー**>

阿部 公哉 東北電力ネットワーク株式会社 電力システム部

技術担当部長

石坂 匡史 東京ガス株式会社 エネルギートレーディングカンパ

二一 電力事業部長

小川 博志 関西電力株式会社 執行役員 エネルギー・環境企画

室長

加藤 英彰 電源開発株式会社 執行役員 経営企画部長

斉藤 靖 イーレックス株式会社 取締役経営企画部長

國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

佐藤 悦緒 電力・ガス取引監視等委員会事務局長

小鶴 慎吾 株式会社エネット 取締役 経営企画部長

山次 北斗 電力広域的運営推進機関 企画部長

花井 浩一 中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 部長

渡辺 宏 出光興産株式会社 上席執行役員

(関係省庁)

環境省

議題:

- (1) ベースロード市場について
- (2)容量市場について
- (3) 電源投資の確保について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 TEL: 03-3501-1511 (内線 4761) FAX: 03-3501-3675 〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

議事要旨

(1) ベースロード市場について(資料3)

●小宮山委員

説明いただいた方針に賛同。また、値差清算の閾値・電源持替に関する考え方に基本的に賛同。 特にP18(電源持替に関する説明)について、今回は電源持替可能な電源はBL電源のうち石炭 火力のみとして閾値を考えているようだが、実際持替はなかなか複雑で考え方も難しい。実際は 複雑であるもP18のような仮定のもと閾値を設定することは妥当だと思う。この方針で検討い ただければ。

また、2023 年度以降も中長期的な視点から考えるとのこと、本件は連系線の容量や再工ネ導入拡大等構造的な問題も関係してきており、今後ぜひ検討を深めていただきたい。中長期的な視点から議論するという方針にも賛同。

●辻委員

大規模な発電事業者は義務として市場供出が求められており、上限価格も設定されている。そのような状況踏まえると、値差損失のうち一定範囲を補填するのは必要な措置、かつ急務であると考える。基本的に提案通りでいいのではと考える。

また、値差益側は対応せず、損失だけ対応という方針も賛同。

義務として市場への制度的供出が背景にあるので本提案内容でいいと考えるが、(将来的な視点まで含めて)この市場は義務なく供出される部分もある。該当事業者が今回いるかどうか不明だが、 義務でない供出について同様に補填するかどうかは慎重な議論が必要か。

エリアの在り方や値差、市場の在り方等についても含め、今後も中長期的な議論が必要と認識。

●秋元委員

今回の提案に賛同。今回の手当は至急であり早くやる必要があるが、値差益についても放置する ことは競争環境として良くないと認識しており、全体論に及ぶと思うが今後早急に議論できれば と思う。

●中部電力花井オブ

値差損益の考え方について、既に値差損益が生まれていることを踏まえ、清算原資が不足しない ことを前提として今回の提案に賛同。ただ、値差損益双方を清算するのが正しいと考えており、 引き続き丁寧な議論をお願いしたい。

● JEPX 國松オブ

本件についてはいろいろ相談してきた。辻委員の発言にもあったが、清算と補填という言葉が混じっているが、なぜ補填をしないといけないかについては、供出と価格について義務付けがされていることが一因。その理由であれば補填という考え方は成り立つ。

清算で±が0になるかというと決してならないのであり、そこは注意が必要。

これは補填をするかしないかであり、補填するのであれば原資をどうするのかという話になる。 それに市場間値差でそのうちBL値差がどれくらいあるかという記述があるが、これはあくまで 目安に過ぎない基準。市場間値差は全てのスポット市場参加者から支払われているものであり、 補填原資に値差を使うか税金を使うか、ここに差はないのでは。ただ、積立金を使うというので あれば、我々も正式な手続きを行い対応していきたい。

あくまで「これは清算ではなく補填である」という認識。

また、中長期的な視点で検討されるのであれば、次回オークションが7月に迫る中、2023 年度の対応が決まらないなかで取引は行えないものと理解。現状の取引システムは参加者は理解しているはず。事業者が責任を持って、分断リスクを踏まえた入札をするのであれば2022 年7月オークションも成り立つかもしれないが、いろいろ決まらないなか取引はできないものと考えている。JEPX運営委員会の中でも考えたい。

○事務局

概ね方針については賛同いただいたと認識。やはり買手の扱いをどうするのかという点については、市場環境の公平性という観点から引き続きしっかりと考えて行かなければならない。また、 JEPX國松オブからも貴重な意見をいただいた。「清算か補填か」というところはそもそもの商 品性・市場設計の概念にも繋がる論点であり、その点も踏まえて議論深めていければ。

●大橋座長

事務局見解としては 2022 年度について応急処置を考え、以降についてはまた別途考えるとお示しいただいた。2022 年度分については議論としては概ね異論なかったと受け止めている。 2023 年度については、制度が決まってから取引に入らないといけないのではという指摘があったが、まさにそうだと思う。

この点については取りまとめのうえ、しっかりと議論を深めていただければ。

(2) 容量市場について(資料4)

○東京ガス 石坂オブ

● 経過措置について、受取額が逆転することもあるが、入札行動が恣意的になるのではないか、 ということを懸念。NetCONE の半分以下で入札する行動を誘発するのではないか。事務局 の提案では、入札行動は改善されないのではないか。受取額が同じであれば、NetCONE か ける2分の1で札を入れた方が約定の可能性が高まるので、変な入札行動は改善されないの ではないか。そのため、青線にもなんらか傾斜がついているのが望ましいのではないか。

○出光興産 渡邉オブ

● 発動指令電源の同一価格の場合の約定処理について、現時点では案1で、案3は新規参入を阻害する点で望ましくないと整理されたと認識。過去、この審議会で案3にしたいと述べた背景として、リソースを確保していない当選した事業者が、リソースを確保しているが落選した事業者に対して、自分のリソースにならないかと声をかけている。実質的に当選者が落選者に依存している状況が起きている。当社としても新規参入が阻害されることは望ましくないと考えているが、案1、案2でこのような不公平が排除できるか、あるいは、リソースそのものが退出してしまうことに繋がると思料。現時点では案1ということだが、新規参入を図りつつ、このような不公平を解消し、公平な競争が行える環境になるように、また、ご整理いただきたい。

○中部電力 花井オブ

● 発動指令電源の同一価格の応札が複数存在した場合の約定処理について、現時点では案1とする事務局案は実効性テストの結果がない中では現実的な選択。安定供給の観点からは、今後の実効性テストの結果などから、実効率の高いリソースを優先的に約定させることが望ましい。個々のリソースの実行率を評価することが難しい場合には、発動指令電源の調整計数を見直すことも一案。現行の調整係数は実効率100%を前提としているが。実効性テストや実需給の実績等を踏まえて、実効率の平均が100%に満たない場合は、実効率をもとに調整係数を算定すれば、正しい供給力が評価できると思料。その方法であれば、新規参入を阻害しないと考える。いずれにしても、実績を踏まえて柔軟な見直しができる仕組みとするべき。

○松村委員

- ◆ 今回の事務局の提案はすべて合理的なので支持。
- 経過措置について、入札行動に影響が出るという意見は理解できない。プライステーカーであれば、価格を下げて落札確率を上げるというディストーションはそもそも存在しないはず。そのようなディストーションが心配だということであれば、それはプライステーカーとしての入札行動ができていないということ。変な入札行動を誘発するという理屈は変かと思う。発動指令電源については、上限があり、実際には正の価格でないとやりたくないような事業者も落札するためにゼロ円で入れるということが起こってしまい、その結果として、同じ価格がいっぱいになってしまうというところでは、今、言われたような問題、コストが低いも

- のがとれているのかというディストーションが起きてしまうが、この経過措置のやり方でディストーションが起きるというのは理屈として理解できない。
- オブザーバーの意見で調整係数が出てきたが、まるで DR があてにならないと言っているように聞こえるが、同じことが火力にも言える。火力も燃料制約や設備トラブルが起こる。なぜ DR だけ一方的にそのように議論されるのかわからない。その観点で調整係数を課したとすれば、100 のリソースを応募したが、90 しかあてにしていない、ということだとすると、その 90 をベースにして制度設計しなければいけないということになるかと思料。100 出すと言うことが原則で、そのような姑息なやり方で調整するのは筋がとても悪い。

○関西電力 小川オブ

● 経過措置について、小売の激変緩和の観点から現行の経過措置自体を維持しつつ、発電事業者の過度な収益の既存を回避するという点もあるため、合理的な整理と思料。仕組みについてもシンプルなもので、事業者として混乱をまねくものではなく事務局の提案に賛同したい。

(3) 電源投資の確保について(資料5)

●小宮山委員

- ・特に規律とインセンティブに配慮されており、全体を俯瞰した観点でご提案頂いたことに感謝。
- ・電源投資のコスト増加リスクを織り込むことに賛同。新技術も対象になり得ることを踏まえると、初号機や経験値の浅い技術に関しては、コストが増加するリスクがあり、配慮する必要がある。一方で、国民負担を伴う制度措置になるため、10%上限といった規律も重要。
- ・事後的な還付割合について、稼働インセンティブに配慮した提案に賛同。新技術を対象とする 場合は大事な観点。

●河辺委員

- ・いずれの論点についても、本制度措置の早期立ち上げを目指す観点からも、事務局提案の全体 賛成。
- ・初回オークションにおいて、実務上考慮は難しいと理解しているが、2回目以降のオークションに向けては、電源のkW価値のみならず、調整力・慣性力といった価値も考慮して電源を募集する方法など、安定供給の面でも検討頂きたい。

●辻委員

- ・論点⑥で、設定方法②を適用した場合、上限価格は電源種別に差が広がる。高い電源種は上限を 10 万円として例示されているが、10 万円を上限とした電源種混合のシングルプライスオークションとなると、総支払額が増加することになるが、還付により設定方法①のように小さくなるということかと思うが、実際どの程度国民負担が変わりうるのか教えて欲しい。
- ・論点②で、設定方法②とすると、固定費が低い方が有利になるが、将来の望ましい電源のポートフォリオと整合的かは検討が必要。

●松村委員

- ・以前安藤委員がご指摘された、「ここまでリスクを軽減しないといけないのか、このやり方ではなく、もっと別のやり方があるのではないか」というコメントをした際に、私は否定的な反応をしたが、あれは間違っていた。ここまで徹底的にリスクを排除する案が出てくることまでは想定していなかった。あのときの安藤委員のご懸念は、今回のような制度を取られると深刻な問題だと思う。本当に大丈夫かということはとても心配しているが、こうなるとスモールスタートがすごく重要。ここまで強烈な制度を導入するのに、大きな規模でやってしまったら、取り返しが付かないようなものすごい非効率性を生みかねないということを考えながら、規模を考えないといけない。ここまで徹底的にリスクを軽減するということが出てきたのは、経産省も並々ならない意欲で、電源投資を何としてでも実現させたいと言うことだと思う。それを踏まえると、大きな枠組みに反対することも難しい。
- ・ただし、他市場収益と上限価格との関係だが、一応試算は出てきているが、本当にもくろみ通り他市場収益を上げられるのかは分からない。だからこそ、他市場収益を取り上げるが、それを当てにしないで固定費を回収できるほど厚く払う事になっている。蓋を開けると、他市場収益をほとんど生み出さない非効率的な電源ばかりの結果もあり得ることは十分認識が必要。
- ・最初から他市場収益を差し引いて Net CONE を考えるのが容量市場の考え方。他市場収益 0 を前提として固定費の支払を考えることについてはコンシステントだが、稼働時に一定割合は事業

者に残るといっている。他市場収益は引かないのに、事業者に残る部分があるのは、制度として インコンシステントと思う。とはいえ、全部取り上げると稼働インセンティブが無く、悲惨な事 になるので、一定のインセンティブは必要ということはわかるが、リニアに単純に9割取り上げ て1割残すのはインセンティブとして過少ではないかという問題と、事業者に支払いすぎという 問題が同時に生じるため、十分検討頂きたい。例えば、ノンリニアにするのもある。例えば固定 で支払った額の一定割合は、他市場収益で稼いで当然と考えて、そこに到達するまでは全額取り 上げる、それを超えた部分はインセンティブをつけるという設計も検討頂きたい。そのときに、 下限が、固定支払額に含まれている事業報酬率 5%は少なすぎると思うが、これより低い部分に はインセンティブ払わないことも考えて欲しい。そうするとリスクが大きくなるというのはおか しくて、そこに到達しなかったと言うことがあったとしても、差額まで追徴することまではしな いので、その意味でリスクは十分低減されている。いずれにしても、事業者の手元に残る部分の 設計はいい加減にならないようにお願いしたい。上限は、実際に容量市場に出ていたら得られて いたであろう金額と支払った金額の差額に到達するまでは全部取り上げる制度設計も検討され るべき。この部分を安直に制度設計すると、インセンティブとして過少になるだけではなく、消 費者負担を著しく大きくしてしまうため、事業者にお金を落とすだけの仕組みと疑われかねない ので、十分に慎重に検討して頂きたい。

●秋元委員

- ・早期の導入と一定期間脱炭素電源以外の電源を導入する方向性が示されていて、今回制度の方 向性が示されているが、大きな方向性は賛成。
- ・投資リスクは大きいが、長期的に安定供給に資する電源は今の制度では導入が難しいので、こういう制度を設けることで投資リスクに見合ったリターンが得られるように制度設計頂きたい。
- ・投資リスクが大きい電源に対して、適正なリターンがあるべきだが、そのリターンが過大すぎるのか過少すぎるのかは今日の資料だけではわかりかねるものの、全体として大きな方向性には 賛成。また、導入を急ぐことも重要。
- ・国民負担を伴うものという発言について、国民負担が大きくなる可能性もあるが、長期的に持続的に国民負担を減らすために導入を図っている。短期的には国民負担が増加する部分もあるかもしれないが、中長期的には国民負担を抑制することになる。ただし、誤った制度設計をしてしまうと国民負担増加になるため、慎重に検討する必要がある。
- ・他市場収益を0にするのはこれでいいが、水素やアンモニア発電は卸取引市場の価格決定において、限界電源が一番高い電源になる。他市場収益の一部を還付することとなるが、水素やアンモニアが卸市場に出てきて、価格が付くのか。相対取引もあるかもしれないが、還付だけではなく、補填も考える必要があるのではないか。水素・アンモニア合同会議の議論次第であるが、幅広く可能性を考える必要がある。
- ・予備費 10%上限や WACC5%など数値感については、もう少し詰めるべきものはあるが、方向性としては賛成。

●又吉委員

・電力需給のひっ迫を受けて、新規電源投資は重要な課題。その意味でも投資促進されるような

制度設計が重要。

- ・新たな脱炭素技術の活用という観点からは、多様な電源の投資判断に資する、電源投資における回収の予見可能性を向上させるという意味においては、容量市場価格の固定化では厳しい。
- ・水素・アンモニア等のような固定的な性質の費用の取り扱いについて、方向性に異論は無いが、 2 つの制度がパラレルで進むかは懸念。基本政策小委員会でも制度導入の早期化を求めるコメントが出ている中で、他の審議会での進捗に引っ張られて制度整理が先送りされてしまうと電源投資の観点からは良くないので留意が必要。
- ・入札価格の全体像は、調達量の規模感等、他の論点と関連する部分もあるため、個別論点を議 論しつつ、適宜全体を俯瞰し検証頂きたい。

●小鶴オブザーバー

- ・混焼についてはいつまでに混焼比率を何%にするか、2050年までのマイルストーンを明確にすべき。
- ・本制度が既存の容量市場の目標調達量の一部を担うとすると、既存の電源の改修で容量が増えないような新規投資を対象とする事は、安定供給とカーボンニュートラルを両立させる本制度のコンセプトに照らして違和感がある。容量の拡大に繋がらないもので、老朽電源をこの制度で維持することは、既存の容量市場で扱う既設電源に手当てし維持されることとの関係からも不明瞭になるので、明確化が必要。
- ・容量市場の一部を担うとすれば、費用は小売事業者が負担することになり、国民負担の増加になるため、監視については厳正に行って頂きたい。
- ・稼働インセンティブについて、新設しても稼働しない電源があった場合に、ペナルティがあるかも確認したい。

●石坂オブザーバー

・論点③の案②の場合、スポット価格で精算を行う場合、相対契約や電力先物取引を行うインセンティブが無くなってしまわないか懸念。他の勉強会では、事業者のリスクを低減するため、相対契約が増えた方がいいよねとか、先物の流動性高まった方がいいよねというような議論がされているなかで、この電源がそうした貢献ができなくなるのではないか懸念。様々な取引を行うインセンティブが残るようにすべき。

●斉藤オブザーバー

- ・2050 年までに脱炭素化することを大前提に脱炭素化されていない電源を対象とすることについて、供給力確保の状況や世界情勢の観点からは重要な措置。脱炭素社会においても、安定供給が大前提であるため、目下の現実に沿った議論が必要。
- ・新たなテクノロジーを必要とする電源を促進するためには、テクノロジー間の競争を通して、 価格低減化を目指すことが重要。制度導入当初から、収入のアップサイドに制限を強く掛けすぎ ると、導入が進まない状況にもなりかねない。この点、スモールスタートとなることを踏まえ、 当面の間はアップサイドの制限を限定的として多種多様なプレイヤーが参入できるように促す ことが重要。
- ・今後の検討においては、事業者ヒアリングの実施もご配慮頂きたい。
- ●渡辺オブザーバー

・対象を拡大することについては重要。どのような電源がこの制度の対象となるのか、どのような競争となるのかは不透明なところもあるため、事業者の投資予見性向上の観点から、対象電源種をクリアにして頂きたい。

●花井オブザーバー

- ・主要国のカーボンニュートラル宣言や 2030 年前後における野心的な CO2 排出削減目標の表明を受けた化石燃料のダイベストメントや燃料価格の高騰、さらにはウクライナ情勢を踏まえれば、資源の少ない島国で、周辺に非同盟国が多く、エネルギー制約がある我が国においては、中長期的なエネルギーセキュリティや、エネルギー安全対策を如何に確保かについても本制度の考慮事項に加えるべき。
- ・これについては、クリーンエネルギー戦略の中間整理の冒頭にも、ウクライナ侵攻や電力需給 ひっ迫を受け、改めてエネルギーの安定供給確保があらゆる経済活動の土台であり、エネルギー 安全保障なしに、脱炭素化の取り組みもなしえないことを再認識する必要があると記載されてい る。
- ・市場原理を否定するものではないが、エネルギー安全保障や安定供給を最優先とした制度設計、特に電源の多様性や中長期的なアデカシーに資する制度設計を、「対象」「募集量」「リードタイムの考慮」「調整方式」「制度適用期間」も含めてパッケージとして検討頂きたい。
- ・電源種混合の入札ではなく、電源種毎の募集もあるのではないか。電源種別に固定費・可変費の割合含め特性に違いがある。初期投資を含む固定費の回収予見性が担保されてこそ、kWh 市場や ΔkW 市場において、メリットオーダーに基づく価格形成が促され、社会コストの最適化に繋がる。
- ・過去の会議で調達方式はマルチプライスオークションと提案された。入札価格の規律や監視に加え、マルチプライスオークションを採用するのであれば、将来収入のダウンサイドリスクの要因となり得る上限価格の設定は、基本的方向性に照らして整合的ではないのではないか。
- ・上限価格の設定は、最新の発電コスト検証の数値を踏まえて設定する方針であり、合理的であるが、現行容量市場における Gross CONE の算定で最新の発電コスト検証を踏まえた見直しは見送られ、仮に上限価格に張り付いたとしても、モデル上は電源の新設は見込めず、容量市場創設の目的にも資さないものになっているのではないか。措置の目的に沿わない設計にならないよう留意が必要。

●曽我委員

- ・プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、相対契約により受給契約をしておきたいと 考える事業者や金融機関がいると推測するが、電源投資促進の観点からは相対契約の締結も含め て制度検討を行うことが適当という点は賛成。
- ・相対契約がある場合の他市場収益の考え方については、相対契約も多種多様なので、実務的な 観点から合理性のある契約条件を阻害するような制度設計にならないよう留意すべき。
- ・投融資促進する設計になっているかという実務的な観点から、金融機関や関係事業者からコメントを随時貰いながら検討すべき。

●小川オブザーバー

・制度の目的・基本的方向性について賛同。

- ・S+3E を達成するため、特定の電源に依存することはリスクが高いため、多様な種別の電源を確保することが重要。今後の設計でどのように反映するかについては重要な点。
- ・火力に代わるものとして水素・アンモニア・CCUS 付き火力が想定されているが、商用段階には無く、技術面においても今後かなりのチャレンジがあり、今後不確実性が高い。実際のコスト見通しも、同じ電源種であっても差が生じることになることにも留意が必要。
- ・スモールスタートで進めるということだが、特定の電源に偏る場合は、工夫が必要。
- ・論点②について、トランジションの中で長期にわたり他市場収益を見積もるのは極めて困難であるため、0 とする事務局案は妥当。固定費が大きく可変が小さい電源、固定費が小さく可変費が大きい電源が有る中で、設定方法②を採用した場合、可変費は考慮されないため、固定費が大きい電源が不利になる可能性もあるため、多様な電源導入する仕組みと併せて今後検討すべき。・足下で需給ひつ迫が恒常化しつつあり、安定供給の確保が喫緊の課題であることを踏まえると、対象電源の拡大は理解出来るが、中長期的にカーボンニュートラル実現と安定供給の達成が必要であり、電源建設は時間を要するプロジェクトであるため、脱炭素電源への投資も足下から進めていく必要がある。技術的に既存の脱炭素化されてない電源がハードルが低くて有利になってしまうと、制度目的を阻害する懸念が考えられるため、気をつける必要がある。

●加藤オブザーバー

- ・他市場収益の還付について、可変費と他市場収入がどういう関係なのかは、電源種によって色んなケースがあり得るため極めて重要。水素アンモニアのようなものは、take or pay のような硬直的な契約もある。市況を見ながら柔軟に稼働の調整を行うことはできず、固定的に消費せざるをえない。そのため、市況によっては可変費を下回ってマイナスとなることも十分あり、合同会議との整合をとって検討すべき。
- ・事業報酬について、容量市場の数値を用いて 5%と提案されているが、2018 年当時における容量市場での議論から環境が変わってきている。金融機関をはじめとしてファイナンスの考え方も変わってきている。長期金利の水準感をどう考えるべきか、市場価格のボラティリティが激しくなっている中で、発電事業の β 値をどう考えるべきかについて、改めて留意が必要。タイミングを見て、レートの見直しを検討すべき。
- ・大崎クールジェンで IGCC の実証を進めているが、石炭をガス化し、30%の水素発電を行っている。その意味においては、アンモニアの混焼石炭と同様の技術と考えている。最終的に CCS と組み合わせるとゼロエミの水素専焼発電になっていく事を想定しており、最初から技術的な間口を狭くするのではなく、対象の電源種については、次回以降議論頂きたい。

●佐藤オブザーバー

・石坂オブザーバーの発言は逆ではないか。案 2 の方が先物もやるし相対もやるのではないか。相対・先物をやる場合は、全然お金がもらえない 0 の場合。次にやる場合は、固定的に毎年 5,000 万とか 1,000 万とか貰って、実際の収入と全然関係なくお金をもらうとき、実際の収入や支出とは異なって精算されるのが怖くて先物・相対をやる。そうすると、実際の収入や支出と離れた収入支出があればあるほど、先物や相対をやった方が良いと言うことになるので、貿易統計等制度で算定した可変費なので、実際のコスト・収入と異なることになるため、案②の方が寧ろ相対・先物が進むのではないかと思う。

●松村委員

- ・固定費が小さい電源ばかりになるのに対して、固定費が小さいことは決して悪いわけではない。 問題なのは固定費が大きいが可変費が小さい電源が不利なることがあったら問題であり、固定費 が大きいことは良いことと言うわけでは無く、それに対応して別のメリットがあるにも関わらず 配慮されないのが問題ということを認識すべき。
- ・固定費は全額見て貰ったにも関わらず、その後の収益がマイナスとなり、その補填が必要という発言があった。固定費が高く可変費も高く、そんなほとんど動かない電源を促進するためにこの制度を導入するのかというのは良く考えて頂きたい。そうした発言があった中で国民負担になるとは限らないという発言が出てくると、国民はとても心配になる。固定費が大きくこの制度で補填して貰い、可変費も大きくオペレーションでマイナスになるような電源を補填する場合は、どこまでコストが膨らむか分からないと国民も不安になる。
- ・他市場収益を原則取り上げる、インセンティブは別途考える、という方向性の場合、一体どういうリスクがまだ残っているかは考えて頂きたい。市場ボラティリティが大きいリスクは遮断することとなる。建設費には予備費を織り込み、物価調整を考えるならば、何のリスクが残るのか考えるべき。可変費も補填を受けないと稼働できない程相当高いと言うことであれば、別であるが、まだリスクが大きいからといって、事業報酬が 5%で足りないという議論は、一体何を考えているのかと国民は不安になる。
- ・他市場収益を取り上げるなら、売り方に一定の制約がかかるのは当然のこと。全量スポットで売買しなければいけないのか、相対契約を認めるのかというのは議論としてあり得るし、相対契約を認める方がいいということは当然あり得ると思うが、他市場収益に関して、自社の兄弟会社・親会社にすごく安い値段で売って、他市場収益が低かったので還付できませんということを許容すれば、この制度はめちゃくちゃになるため、透明性の高い売り先が求められる。相対契約であったとしても入札を義務づけて、誰でもアクセスできる、価格に透明性を求めることについては、少なくとも一定規模以上の電源には義務づけるといったことを考えないと、とても理解を得られない。案①は変動リスクを全部遮断してもらえるという強力にリスクを回避する案であるということはもう一度考える必要がある。

●石坂オブザーバー

・案②はスポット市場の価格を使って還付を行うため、スポット市場の価格ボラティリティに対してフリーにしてもらえるため、敢えて相対契約を取りに行かずにスポットで売っていくことになるという行動になる。

○市村調整官

- ・頂いたご指摘を踏まえながら次回以降検討を進めていきたい。
- ・この制度はマルチプライスオークションを前提としており、シングルプライスオークションを 前提としていない。その上で、他市場収益を引いた後が実際の支払額になるが、設定方法②にお けるこの制度での負担感のイメージについては、実績ベースの試算であり、この通りではないも のの、P56 の設定方法①程度の金額水準になると考えている。
- ・水素アンモニアとの関係は、別の合同会議の方でサプライチェーンの燃料関連費用の検討が進められているが、両制度間の整合性を図っていくことが重要であり、連携をしながら進めていく。

・ペナルティについては、基本的には容量市場と同様のリクワイアメントなど含め、どのような ものを求めていくか、次回以降御議論頂きたい。

●大橋委員長

・本制度の対象は CCS も含むことから裾野が広い。個別の論点と全体感を俯瞰しながら制度を 決めるべき。また、技術含め不確実性のある話をしているため、柔軟に構えられるような座組に することが重要。

参考 非化石価値取引市場について